# 地方自治体の受動喫煙防止対策（屋内全面禁煙化）を推進するための資料

北海道庁は平成20(2008)年から屋内全面禁煙

2016年3月15日作成
産業医科大学　産業生態科学研究所　健康開発科学研究室
教授:大和　浩、講師:道下　竜馬、助教:姜　英

【背景】

厚生労働省健康局から「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日）、
「受動喫煙防止対策の徹底について」（平成24年10月29日）が発出され、
今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、
「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」
「少なくとも官公庁と医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい」と示されたことにより、喫煙室を廃止して屋内を全面禁煙とする地方自治体が増加しました。

健発０２２５第２号
平成２２年２月２５日

各 都道府県知事／保健所設置市／特 別 区 長 殿

厚生労働省健康局長

受動喫煙防止対策について

健康増進法（平成１４年法律第１０３号。以下「法」という。）第２５条に規定された受動喫煙の防止については、「受動喫煙防止対策について」（平成１５年４月３０日付け健発第０４３０００３号厚生労働省健康局長通知。以下「旧通知」という。）において、その必要な措置の具体的な内容及び留意点を示しているところである。

その後、平成１７年２月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、平成１９年６月から７月にかけて開催された第２回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択されるなど、受動喫煙を取り巻く環境は変化してきている。

このような状況を受け、平成２１年３月に「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」（別添）が取りまとめられたことを踏まえ、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性等について下記のとおりとするので、御了知の上、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。

【リーフレットの目的】

121自治体（47都道府県庁、46県庁所在市、23特別区、5政令市）の喫煙対策を調査し、建物内・敷地内禁煙を実施した自治体の良好事例を呈示することで、喫煙室を残している自治体・各種団体の禁煙化を促すこと、さらには、勤務時間中の喫煙禁止を推進し、職員の喫煙率の低減を図ることを目的としております。

【内容】


資料1：都道府県庁の建物内禁煙の経時変化（2007～2015年度）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
資料2-1：都道府県庁の建物内・敷地内禁煙状況（2016年3月時点）・・・・・・・・・・・・・・ 3
資料2-2：道府県庁所在市の建物内・敷地内禁煙状況（2016年3月時点）・・・・・・・・・・ 4
資料2-3：23特別区、政令市の建物内・敷地内禁煙状況（2016年3月時点）・・・・・・・・・ 5
資料3：地方自治体の禁煙化と2010年のタバコ価格値上げの効果に関する検討・・・ 6
資料4：地方自治体の屋内全面禁煙化の良好事例（グッドプラクティス）・・・・・・・・・・ 7
資料5：喫煙室の問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
資料6：公園や歩道の喫煙場所の廃止した自治体の良好事例（グッドプラクティス）・・ 10
資料7：美唄市受動喫煙防止条例について（北九州市医師会報より転載）・・・・・・・・・ 11
資料8：美唄市受動喫煙防止条例について（禁煙ジャーナルより転載）・・・・・・・・・・・・ 14
資料9：美唄市受動喫煙防止条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

# 資料1: 都道府県庁の一般庁舎における禁煙実施状況の変化（2016年3月1日時点）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 望ましい変化 | 未検討 → | 検討中 → | 禁煙化決定→ | 建物内禁煙→ | 敷地内禁煙 |
| 望ましくない変化 | 未検討 → | 検討中 → | 喫煙場所を残す | | |

| | 一般庁舎の禁煙実施状況 | | | | | | | | 禁煙化日 | 喫煙場所 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2007年度 | 2008年度 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | | 屋内 | 屋外 |
| 北海道 | 禁煙化決定 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2008年 4月 | なし | 喫煙室1 |
| 青森県 | 検討中 | 検討中 | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2013年 1月 | なし | 出入口近傍喫煙コーナー1 |
| 岩手県 | 未検討 | 未検討 | 検討中 | 検討中 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2011年 9月 | なし | 喫煙室1 |
| 宮城県 | 未検討 | 未検討 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2010年 7月 | なし | 隣接しない喫煙コーナー1（来庁者用）、<br>隣接する喫煙コーナー1<br>（時間外の職員専用）、屋上1（職員専用） |
| 秋田県 | 検討中 | 未検討 | 建物内禁煙<br>（試行期間を経て） | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2010年 9月 | なし | テラス ベランダ2 |
| 山形県 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2005年10月 | なし | 隣接しない喫煙コーナー1 |
| 福島県 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | | 喫煙室1 | なし |
| 茨城県 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2007年 4月 | なし | 出入口近傍喫煙コーナー3 |
| 栃木県 | 禁煙化決定 | 禁煙化決定 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2009年 7月 | なし | 出入口近傍喫煙コーナー2 |
| 群馬県 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | 検討中 | | 喫煙室6 | 出入口近傍喫煙コーナー1<br>テラス ベランダ5 |
| 埼玉県 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2004年 4月 | なし | 隣接しない喫煙コーナー1<br>出入口近傍喫煙コーナー2<br>テラス ベランダ2、屋上1 |
| 千葉県 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2011年 5月 | なし | 出入口近傍喫煙コーナー3 |
| 東京都 | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | 検討中 | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | | 喫煙室31<br>（うち来庁者専用5） | なし |
| 神奈川県 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2005年 4月 | なし | 出入口近傍喫煙コーナー2<br>テラス ベランダ1、屋上1 |
| 新潟県 | 未検討 | 未検討 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | | 喫煙室15 | 出入口近傍喫煙コーナー1 |
| 富山県 | 検討中 | 検討中 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2008年11月 | なし | 出入口近傍喫煙コーナー2 |
| 石川県 | 未検討 | 未検討 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | | 喫煙室11<br>（うち来庁者専用2） | なし |
| 福井県 | 検討中 | 検討中 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2008年10月 | なし | 隣接しない喫煙コーナー1 |
| 山梨県 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2005年 5月 | なし | 隣接しない喫煙コーナー1<br>出入口近傍喫煙コーナー1<br>屋上1 |
| 長野県 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2003年 9月 | なし | 喫煙室1<br>屋上1 |
| 岐阜県 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | | 喫煙室2<br>喫煙コーナー9 | なし |
| 静岡県 | 未検討 | 未検討 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | | 喫煙室10 | 屋上1 |
| 愛知県 | 未検討 | 未検討 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | | 喫煙室8<br>（うち来庁者専用2） | なし |
| 三重県 | 未検討 | 未検討 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | | 喫煙室5<br>（うち来庁者専用1） | 喫煙室1 |
| 滋賀県 | 検討中 | 禁煙化決定 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2009年 4月 | なし | 隣接しない喫煙コーナー3 |
| 京都府 | 検討中 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2008年10月 | なし | 隣接しない喫煙コーナー1<br>出入口近傍喫煙コーナー1 |
| 大阪府 | 未検討 | 建物内禁煙 | 敷地内禁煙 | 敷地内禁煙 | 敷地内禁煙 | 敷地内禁煙 | 敷地内禁煙 | 敷地内禁煙 | 2008年 5月 | なし | なし（隣接する管理地に屋外喫煙スペース設置予定） |
| 兵庫県 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2007年 4月 | なし | 出入口近傍喫煙コーナー5<br>テラス ベランダ6 |
| 奈良県 | 未検討 | 未検討 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2010年 9月 | なし | 隣接しない喫煙コーナー2 |
| 和歌山県 | 未検討 | 未検討 | 検討中 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2011年 7月 | なし | 喫煙室4 |
| 鳥取県 | 未検討 | 未検討 | 検討中 | 検討中 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2012年 1月 | なし | 喫煙室1<br>テラス ベランダ1、屋上1 |
| 島根県 | 未検討 | 未検討 | 検討中 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2011年 5月 | なし | 隣接しない喫煙コーナ3<br>出入口近傍喫煙コーナー2<br>屋上1 |
| 岡山県 | 未検討 | 未検討 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2010年 9月 | なし | 隣接しない喫煙コーナー2<br>出入口近傍喫煙コーナー1<br>テラス ベランダ3 |
| 広島県 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2011年10月 | なし | 出入口近傍喫煙コーナー2<br>屋上1 |
| 山口県 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2003年 7月 | なし | 出入口近傍喫煙コーナー9<br>テラス ベランダ14 |
| 徳島県 | 未検討 | 未検討 | 検討中 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2011年 4月 | なし | 喫煙室1<br>屋上1 |
| 香川県 | 未検討 | 未検討 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2010年 7月 | なし | 出入口近傍喫煙コーナー6<br>テラス ベランダ1、屋上1 |
| 愛媛県 | 未検討 | 未検討 | 未検討 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2011年 4月 | なし | 出入口近傍喫煙コーナー4 |
| 高知県 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2005年11月 | なし | 隣接しない喫煙コーナー1<br>出入口近傍来庁者専用喫煙コーナー1<br>屋上1 |
| 福岡県 | 未検討 | 未検討 | 禁煙化決定 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2011年 4月 | なし | 隣接しない喫煙コーナー5<br>出入口近傍喫煙コーナー1<br>テラス ベランダ8 |
| 佐賀県 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2003年 5月 | なし | 出入口近傍喫煙コーナー4 |
| 長崎県 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | | 喫煙室7<br>喫煙コーナー1 | 出入口近傍喫煙コーナー1 |
| 熊本県 | 未検討 | 未検討 | 未検討 | 未検討 | 未検討 | 未検討 | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | | 喫煙室6<br>喫煙コーナー5 | なし |
| 大分県 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 検討中 | 禁煙化決定 | 2019年4月 | 喫煙室2<br>喫煙コーナー2 | 屋上2 |
| 宮崎県 | 未検討 | 未検討 | 未検討 | 未検討 | 未検討 | 未検討 | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | | 喫煙室5 | 喫煙室1<br>出入口近傍喫煙コーナー4 |
| 鹿児島県 | 未検討 | 未検討 | 未検討 | 未検討 | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | 喫煙場所を残す | | 来庁者専用喫煙室1 | 隣接しない喫煙コーナー8<br>出入口近傍喫煙コーナー4 |
| 沖縄県 | 未検討 | 禁煙化決定 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 | 2008年 4月 | なし | 出入口近傍喫煙コーナー4 |

# 資料2-1：都道府県庁の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2016年3月1日時点）

*禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

| 禁煙実施状況 | 喫煙場所 |
|---|---|
| 敷地内禁煙（予定） | 敷地内禁煙（予定） |
| 建物内禁煙 | 建物内禁煙 |
| 建物内禁煙化予定 | |
| 検討中 | 喫煙室 |
| 未検討 | 喫煙コーナー |
| 喫煙場所を残す | |

| 勤務中の喫煙 | 公用車の禁煙化 | 禁煙実施状況 | 喫煙場所 |
|---|---|---|---|
| | | 敷地内禁煙（予定） | 敷地内禁煙（予定） |
| 勤務時間中禁煙 | すべて禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 |
| 禁煙化決定 | 禁煙化決定 | 建物内禁煙化予定 | 会派控え室のみ |
| 自粛の呼びかけ | 一般車両は禁煙 | 検討中 | 喫煙室 |
| 規定なし | 規定なし | 未検討 | 喫煙コーナー |
| | | 喫煙場所を残す | 会議・委員会室、喫茶店 |

| | 問1-1 | 問2 | | | 問5 | 問6 | 問10-1 | 問10-2 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県庁（一般庁舎） | | | | 勤務中の喫煙禁止 | 公用車 | 議会棟・フロア | |
| | 禁煙実施状況 | 喫煙場所（屋内） | 喫煙場所（屋外） | タバコ産業から灰皿/喫煙場所"の提供 | | | 禁煙実施状況 | 喫煙場所（屋内） |
| 北海道 | 建物内禁煙 2008.4. | | 喫煙室1 | 灰皿 | 自粛の呼びかけ 2009.6. | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 青森県 | 建物内禁煙 2013.1. | | 出入口近傍喫煙コーナー1 | | 自粛の呼びかけ 2013.7. | すべて禁煙 | 検討中 | 喫煙室 |
| 岩手県 | 建物内禁煙 2011.9. | | 喫煙室1 | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 宮城県 | 建物内禁煙 2010.7. | | 隣接しない喫煙コーナー1（来庁者用）<br>隣接する喫煙コーナー1（時間外の職員専用）<br>屋上1（職員専用） | | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 未検討 | 喫煙室 |
| 秋田県 | 建物内禁煙 2010.9. | | テラス（ベランダ2 | | 規定なし | すべて禁煙 | 未検討 | 喫煙室（←庁舎と共用） |
| 山形県 | 建物内禁煙 2005.10. | | 隣接しない喫煙コーナー1 | 不明 | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2015.4. | |
| 福島県 | 検討中 | 喫煙室1 | なし | | 自粛の呼びかけ 2010.4. | 一般公用車は禁煙 | 喫煙場所を残す | 議員・会派控室 |
| 茨城県 | 建物内禁煙 2007.4. | | 出入口近傍喫煙コーナー3 | | 自粛の呼びかけ | 一般公用車は禁煙 | 未検討 | 議会喫茶店<br>喫煙コーナー<br>議員・会派控室 |
| 栃木県 | 建物内禁煙 2009.7. | | 出入口近傍喫煙コーナー2 | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 群馬県 | 検討中 | 喫煙室6 | 出入口近傍喫煙コーナー1<br>テラス（ベランダ5 | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙コーナー |
| 埼玉県 | 建物内禁煙 2004.4. | | 隣接しない喫煙コーナ1<br>出入口近傍喫煙コーナー2<br>テラス（ベランダ2、屋上1 | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙コーナー |
| 千葉県 | 建物内禁煙 2011.5. | | 出入口近傍喫煙コーナー3 | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室<br>議員・会派控室 |
| 東京都 | 喫煙場所を残す | 喫煙室31<br>（うち来庁者専用5） | なし | | 規定なし | 規定なし | 喫煙場所を残す | 喫煙コーナー |
| 神奈川県 | 建物内禁煙 2005.4. | | 出入口近傍喫煙コーナー2<br>テラス（ベランダ1、屋上1 | | 自粛の呼びかけ 2008.12. | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 議員・会派控室 |
| 新潟県 | 検討中 | 喫煙室15 | 出入口近傍喫煙コーナー1 | 灰皿<br>喫煙場所 2013.11. | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室<br>議員・会派控室 |
| 富山県 | 建物内禁煙 2008.11. | | 出入口近傍喫煙コーナー2 | | 自粛の呼びかけ 2008.11. | すべて禁煙 | 未検討 | 喫煙室 |
| 石川県 | 喫煙場所を残す | 喫煙室11<br>（うち来庁者専用2） | なし | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室<br>議員・会派控室 |
| 福井県 | 建物内禁煙 2008.10. | | 隣接しない喫煙コーナー1 | 喫煙場所 2013.3. | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 建物内禁煙 2010.4. | |
| 山梨県 | 建物内禁煙 2005.5. | | 隣接しない喫煙コーナ1<br>出入口近傍喫煙コーナー1<br>屋上1 | 灰皿 | 規定なし | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2008. | |
| 長野県 | 建物内禁煙 2003.9. | | 喫煙室1<br>屋上1 | | 勤務時間中禁煙 | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 議員・会派控室 |
| 岐阜県 | 喫煙場所を残す | 喫煙室2 | なし | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 議会喫茶店<br>（ランチタイムのみ禁煙）<br>喫煙室 |
| 静岡県 | 検討中 | 喫煙室10 | 屋上1 | | 規定なし | すべて禁煙 | 検討中 | 喫煙室（←庁舎と共用） |
| 愛知県 | 検討中 | 喫煙室8<br>（うち来庁者専用2） | なし | | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 三重県 | 検討中 | 喫煙室5<br>（うち来庁者専用1） | 喫煙室1 | | 規定なし | すべて禁煙 | 未検討 | 議会喫茶店<br>喫煙室 |
| 滋賀県 | 建物内禁煙 2009.4. | | 隣接しない喫煙コーナー3 | 喫煙場所 2012.7. | 自粛の呼びかけ 2012.2 | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2012.4. | |
| 京都府 | 建物内禁煙 2008.10. | | 隣接しない喫煙コーナー1<br>出入口近傍喫煙コーナー1 | | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 議員・会派控室 |
| 大阪府 | 敷地内禁煙 2008.5. | | なし<br>（隣接する管理地に屋外喫煙スペース設置予定） | | 規定なし | すべて禁煙 | 敷地内禁煙 2011.4. | |
| 兵庫県 | 建物内禁煙 2007.4. | | 出入口近傍喫煙コーナー5<br>テラス（ベランダ6 | | 規定なし | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2007.4. | |
| 奈良県 | 建物内禁煙 2010.9. | | 隣接しない喫煙コーナー2 | | 規定なし | すべて禁煙<br>（駐車場なし） | 建物内禁煙 2010.9. | |
| 和歌山県 | 建物内禁煙 2011.7. | | 喫煙室4 | | 規定なし | すべて禁煙 | 検討中 | 議員・会派控室 |
| 鳥取県 | 建物内禁煙 2012.1. | | 喫煙室1<br>テラス（ベランダ1、屋上1 | | 自粛の呼びかけ 2014.6. | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2012.1. | |
| 島根県 | 建物内禁煙 2011.5. | | 隣接しない喫煙コーナ3<br>出入口近傍喫煙コーナー2<br>屋上1 | | 規定なし | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2011.11. | |
| 岡山県 | 建物内禁煙 2010.9. | | 隣接しない喫煙コーナー2<br>出入口近傍喫煙コーナー1<br>テラス（ベランダ3 | 灰皿 | 規定なし | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2011.4. | |
| 広島県 | 建物内禁煙 2011.10. | | 出入口近傍喫煙コーナー2<br>屋上1 | | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 議会喫茶店<br>議員・会派控室 |
| 山口県 | 建物内禁煙 2003.7. | | 出入口近傍喫煙コーナー9<br>テラス（ベランダ14 | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 議員・会派控室 |
| 徳島県 | 建物内禁煙 2011.4. | | 喫煙室1<br>屋上1 | 灰皿<br>喫煙場所 2014.6. | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 議員・会派控室 |
| 香川県 | 建物内禁煙 2010.7. | | 出入口近傍喫煙コーナー6<br>テラス（ベランダ1、屋上1 | 灰皿 | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 議員・会派控室 |
| 愛媛県 | 建物内禁煙 2011.4. | | 出入口近傍喫煙コーナー4 | | 規定なし | 規定なし | 喫煙場所を残す | 議員・会派控室 |
| 高知県 | 建物内禁煙 2005.11. | | 隣接しない喫煙コーナー1<br>出入口近傍来庁者専用喫煙コーナー1<br>屋上1 | | 自粛の呼びかけ 2005.10. | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 福岡県 | 建物内禁煙 2011.4. | | 隣接しない喫煙コーナー5<br>出入口近傍喫煙コーナー1<br>テラス（ベランダ8 | | 自粛の呼びかけ 2005.4. | すべて禁煙 | 未検討 | 会議・委員会室、喫茶店<br>喫煙コーナー<br>議員・会派控室 |
| 佐賀県 | 建物内禁煙 2003.5. | | 出入口近傍喫煙コーナー4 | | 自粛の呼びかけ 2001.5. | すべて禁煙 | 未検討 | 喫煙室 |
| 長崎県 | 喫煙場所を残す | 喫煙室7 | 出入口近傍喫煙コーナー1 | | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 未検討 | 喫煙室<br>議員・会派控室 |
| 熊本県 | 喫煙場所を残す | 喫煙室6<br>喫煙コーナー5 | なし | | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫茶店、喫煙コーナー、<br>喫煙室、議員・会派控室 |
| 大分県 | 建物内禁煙化<br>2019.4. | 喫煙室2<br>喫煙コーナー2 | 屋上2 | 灰皿 | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙コーナー |
| 宮崎県 | 喫煙場所を残す | 喫煙室5 | 喫煙室1<br>出入口近傍喫煙コーナー4 | | 規定なし | すべて禁煙 | 未検討 | 喫煙室 |
| 鹿児島県 | 喫煙場所を残す | 来庁者専用喫煙室1<br>地下駐車場喫煙コーナー1 | 隣接しない喫煙コーナー8<br>出入口近傍喫煙コーナー4 | | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 議員・会派控室 |
| 沖縄県 | 建物内禁煙 2008.4. | | 出入口近傍喫煙コーナー4 | | 規定なし | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2008.4. | |

*喫煙場所は喫煙場所または喫煙コーナーを指します。

# 資料2-2：県庁所在市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2016年3月1日時点）

*禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

| 禁煙実施状況 | 喫煙場所 |
|---|---|
| 敷地内禁煙（予定） | 敷地内禁煙（予定） |
| 建物内禁煙 | 建物内禁煙 |
| 建物内禁煙化予定 | |
| 検討中 | 喫煙室 |
| 未検討 | 喫煙コーナー |
| 喫煙場所を残す | |

| 勤務中の喫煙 | 公用車の禁煙化 | 禁煙実施状況 | 喫煙場所 |
|---|---|---|---|
| | | 敷地内禁煙（予定） | 敷地内禁煙（予定） |
| 就業中喫煙禁止 | すべて禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 |
| 禁煙化決定 | 禁煙化決定 | 建物内禁煙化予定 | 会派控え室のみ |
| 自粛の呼びかけ | 一般車両は禁煙 | 検討中 | 喫煙室 |
| 規定なし | 規定なし | 未検討 | 喫煙コーナー |
| | | 喫煙場所を残す | 会議・委員会室、喫茶店 |

| | 問1-1 | 問2 | | | 問5 | 問6 | 問10-1 | 問10-2 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 県庁所在市 一般庁舎 | | | | 勤務中の喫煙禁止 | 公用車 | 議会棟・フロア | |
| | 禁煙実施状況 | 喫煙場所（屋内） | 喫煙場所（屋外） | タバコ産業から灰皿/喫煙場所"の提供 | | | 禁煙実施状況 | 喫煙場所（屋内） |
| 札幌市 | 検討中 | 喫煙室7 | なし | 喫煙場所 2015.3. | 自粛の呼びかけ 2012.10. | 一般公用車は禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 青森市 | 建物内禁煙 2013.4. | | 隣接しない喫煙コーナー1 | 灰皿 | 勤務時間中禁煙 2013.4. | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2013.4. | |
| 盛岡市 | 検討中 | 喫煙室3<br>喫煙コーナー1 | なし | 灰皿 | 規定なし | 規定なし | 未検討 | 議員・会派控室 |
| 仙台市 | 建物内禁煙 | | 隣接しない喫煙コーナー1<br>出入口近傍喫煙コーナー1<br>屋上1 | 灰皿 | 規定なし | すべて禁煙 | 検討中 | 喫煙室 |
| 秋田市 | 喫煙場所を残す | 来庁者専用喫煙室1 | 隣接しない喫煙コーナー3<br>出入口近傍喫煙コーナー1 | | 規定なし | すべて禁煙 | 未検討 | 議員・会派控室 |
| 山形市 | 建物内禁煙 2005.4. | | 喫煙室1<br>隣接しない喫煙コーナー3<br>出入口近傍喫煙コーナー2 | 喫煙場所 2013.9. | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 建物内禁煙 2012.9. | |
| 福島市 | 敷地内禁煙 2011.1. | | なし | | 勤務時間中禁煙 2011.5. | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2011.1. | |
| 水戸市 | 検討中 | なし | 出入口近傍喫煙コーナー6 | | 規定なし | すべて禁煙 | 建物内禁煙 | |
| 宇都宮市 | 建物内禁煙 2012.4. | | 隣接しない喫煙コーナー2<br>出入口近傍喫煙コーナー2 | | 規定なし | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2012.4. | |
| 前橋市 | 建物内禁煙 2013.4. | | 出入口近傍喫煙コーナー1<br>屋上1 | | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| さいたま市 | 喫煙場所を残す | 喫煙コーナー2 | 出入口近傍喫煙コーナー2 | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 千葉市 | 建物内禁煙 2012.4. | | 隣接しない喫煙コーナー2<br>テラス・ベランダ1 | 灰皿 | 自粛の呼びかけ 2004.4. | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2012.4. | |
| 横浜市 | 建物内禁煙 2014.3. | | 屋上2 | 灰皿 | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 建物内禁煙 2014.3. | |
| 新潟市 | 検討中 | 喫煙室10<br>（うち来庁者専用3） | | | 自粛の呼びかけ 2008.4. | すべて禁煙 | 検討中 | 喫煙室<br>議員・会派控室 |
| 富山市 | 未検討 | 喫煙室2<br>（うち来庁者専用1） | なし | | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 未検討 | 喫煙室 |
| 金沢市 | 未検討 | 喫煙室9<br>（うち来庁者専用2） | なし | 灰皿 | 規定なし | 規定なし | 未検討 | 喫煙室<br>議員・会派控室 |
| 福井市 | 検討中 | 来庁者専用喫煙室1 | 出入口近傍喫煙コーナー1 | 喫煙場所 2014.10. | 自粛の呼びかけ 1994.4. | すべて禁煙 | 未検討 | 議員・会派控室 |
| 甲府市 | 建物内禁煙 2004.10. | | 隣接しない喫煙コーナー2 | 喫煙場所 2013.5. | 規定なし | | 建物内禁煙 2004.10. | |
| 長野市 | 検討中 | 喫煙室4 | なし | | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 検討中 | 喫煙室 |
| 岐阜市 | 検討中 | 喫煙室3<br>（うち来庁者専用1） | なし | | 自粛の呼びかけ | 一般公用車は禁煙 | 未検討 | 議員・会派控室 |
| 静岡市 | 喫煙場所を残す | 喫煙室1 | テラス・ベランダ1 | | 自粛の呼びかけ 2012.6. | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 名古屋市 | 建物内禁煙 2013.4. | | 隣接しない喫煙コーナー3 | | 規定なし | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2013.4. | |
| 津市 | 喫煙場所を残す | 喫煙室3<br>（うち来庁者専用1） | なし | 喫煙場所 2013.12. | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 大津市 | 喫煙場所を残す | 喫煙室3（うち来庁者専用1）<br>喫煙コーナー1 | 隣接しない喫煙コーナー1 | | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 京都市 | 建物内禁煙 2011.8. | | 喫煙室1 | | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 建物内禁煙 2011.8. | |
| 大阪市 | 敷地内禁煙 2010.4. | | なし | | 勤務時間中禁煙 2010.10. | すべて禁煙 | 敷地内禁煙 2012.6. | |
| 神戸市 | 敷地内禁煙 2011.5. | | なし | | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 敷地内禁煙 2011.5. | |
| 奈良市 | 建物内禁煙 2004.6. | | テラス・ベランダ1 | | 勤務時間中禁煙 2014.10. | 一般公用車は禁煙 | 喫煙場所を残す | 議員・会派控室 |
| 和歌山市 | 喫煙場所を残す | 喫煙室7<br>（うち来庁者専用1） | なし | 喫煙場所 2014.1. | 自粛の呼びかけ 2004.9. | 一般公用車は禁煙 | 未検討 | 議員・会派控室 |
| 鳥取市 | 喫煙場所を残す | 喫煙室2 | なし | | 自粛の呼びかけ 2016.5. | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 松江市 | 建物内禁煙 2011.8. | | 出入口近傍喫煙コーナー2<br>屋上1 | | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2011.8.22. | |
| 岡山市 | 喫煙場所を残す | 来庁者専用喫煙室2 | 出入口近傍喫煙コーナー2<br>屋上1 | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室<br>議員・会派控室 |
| 広島市 | 建物内禁煙 2008.9.. | | テラス・ベランダ1<br>屋上1 | | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 議員・会派控室 |
| 山口市 | 建物内禁煙 2011.4. | | 喫煙室1<br>出入口近傍喫煙コーナー5 | 灰皿 | 規定なし | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2011.4. | |
| 徳島市 | 喫煙場所を残す | 喫煙室12<br>（うち来庁者専用1）<br>来庁者喫煙コーナー13 | なし | | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙コーナー<br>議員・会派控室 |
| 高松市 | 検討中 | 喫煙室4<br>（うち来庁者専用1） | なし | 喫煙場所 2013.3. | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 松山市 | 建物内禁煙 2014.4. | | 屋外閉鎖型喫煙室1<br>テラス・ベランダ1、屋上4 | | 規定なし | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2014.4. | |
| 高知市 | 未検討 | 喫煙室4<br>（うち来庁者専用1） | なし | | 規定なし | すべて禁煙 | 未検討 | 喫煙室 |
| 福岡市 | 検討中 | 喫煙コーナー7 | 隣接しない喫煙コーナー1<br>出入口近傍喫煙コーナー2 | 灰皿 | 規定なし | すべて禁煙 | 検討中 | 喫煙室コーナー |
| 佐賀市 | 喫煙場所を残す | 来庁者専用喫煙室1 | 屋上1 | 灰皿 | 規定なし | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2003.5. | |
| 長崎市 | 検討中 | 喫煙室6<br>（うち来庁者専用1） | 出入口近傍喫煙コーナー4 | | 規定なし | すべて禁煙 | 未検討 | 議員・会派控室 |
| 熊本市 | 建物内禁煙 2012.4. | | 出入口近傍喫煙コーナー3<br>テラス・ベランダ1 | 灰皿 | 規定なし | すべて禁煙 | 未検討 | 喫煙室 |
| 大分市 | 建物内禁煙 2004.4. | | 出入口近傍喫煙コーナー4<br>テラス・ベランダ8 | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 宮崎市 | 建物内禁煙 2011.4. | | 出入口近傍喫煙コーナー1<br>屋上1 | | 規定なし | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2011.4. | |
| 鹿児島市 | 建物内禁煙 2010.9. | | 出入口近傍喫煙コーナー9<br>（うち2カ所は仮設、変更の可能性あり） | | 規定なし | 規定なし | 建物内禁煙 2010.9.<br>（テラス・ベランダに喫煙コーナー2） | |
| 那覇市 | 建物内禁煙 2003.6. | | 屋上1 | 灰皿 | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 建物内禁煙 2003.6. | |

*喫煙場所は喫煙場所または喫煙コーナーを指します。

# 資料2-3：23特別区、政令市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2016年3月1日時点）

*禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

| 禁煙実施状況 | 喫煙場所 |
|---|---|
| 敷地内禁煙（予定） | 敷地内禁煙（予定） |
| 建物内禁煙 | 建物内禁煙 |
| 建物内禁煙化予定 | |
| 検討中 | 喫煙室 |
| 未検討 | 喫煙コーナー |
| 喫煙場所を残す | |

| 勤務中の喫煙 | 公用車の禁煙化 | 禁煙実施状況 | 喫煙場所 |
|---|---|---|---|
| | | 敷地内禁煙（予定） | 敷地内禁煙（予定） |
| 就業中喫煙禁止 | すべて禁煙 | 建物内禁煙 | 建物内禁煙 |
| 禁煙化決定 | 禁煙化決定 | 建物内禁煙化予定 | 会派控え室のみ |
| 自粛の呼びかけ | 一般車両は禁煙 | 検討中 | 喫煙室 |
| 規定なし | 規定なし | 未検討 | 喫煙コーナー |
| | | 喫煙場所を残す | 会議・委員会室、喫茶店 |

| | 問1-1 | 問2 | | | 問5 | 問6 | 問10-1 | 問10-2 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 23特別区 ―一般庁舎 | | | | 勤務中の喫煙禁止 | 公用車 | 議会棟・フロア | |
| | 禁煙実施状況 | 喫煙場所（屋内） | 喫煙場所（屋外） | タバコ産業から灰皿/喫煙場所"の提供 | | | 禁煙実施状況 | 喫煙場所（屋内） |
| 千代田区 | 喫煙場所を残す | 喫煙室4 | なし | | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 中央区 | 未検討 | 喫煙室3<br>喫煙コーナー1 | なし | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙コーナー<br>喫煙室 |
| 港区 | 喫煙場所を残す | 喫煙室1 | なし | | 勤務時間中禁煙 2013.4. | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙コーナー |
| 新宿区 | 喫煙場所を残す | 喫煙室1 | 出入口近傍喫煙コーナー1<br>屋上1 | | 自粛の呼びかけ 1994. | 規定なし | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 文京区 | 喫煙場所を残す | 喫煙室6 | 出入口近傍喫煙コーナー1 | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 台東区 | 未検討 | 喫煙室4 | 敷地内公園に喫煙コーナー1<br>2016年1月） | 灰皿 | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 墨田区 | 検討中 | 喫煙室1 | 隣接しない喫煙コーナー2 | | 規定なし | すべて禁煙 | 検討中 | 喫煙室<br>議員・会派控室 |
| 江東区 | 喫煙場所を残す | 喫煙室3<br>（うち来庁者専用1） | テラス・ベランダ3 | 灰皿 | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室<br>議員・会派控室 |
| 品川区 | 未検討 | 喫煙室8<br>（うち来庁者専用2） | なし | | 規定なし | すべて禁煙 | 未検討 | 喫煙室 |
| 目黒区 | 喫煙場所を残す | 喫煙室9<br>（うち来庁者共用9） | なし | | 自粛の呼びかけ | 規定なし | 建物内禁煙 2014.4. | |
| 大田区 | 喫煙場所を残す | 喫煙コーナー9 | 隣接しない喫煙コーナー1 | | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 未検討 | 喫煙室 |
| 世田谷区 | 検討中 | 喫煙室1 | なし | | 自粛の呼びかけ 2011.10. | すべて禁煙 | 未検討 | 喫煙室 |
| 渋谷区 | 喫煙場所を残す | 喫煙コーナー4 | 出入口近傍喫煙コーナー1<br>テラス・ベランダ4 | | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 未検討 | 議員・会派控室 |
| 中野区 | 喫煙場所を残す | 喫煙室3<br>（うち来庁者専用1） | なし | | 規定なし | 規定なし | 未検討 | 議員・会派控室 |
| 杉並区 | 喫煙場所を残す | 喫煙室2 | なし | | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 豊島区 | 敷地内禁煙 2015.5. | | なし | | 規定なし | すべて禁煙 | 敷地内禁煙 2015.5. | |
| 北区 | 建物内禁煙 2004.6. | | 隣接しない喫煙コーナー3<br>出入口近傍喫煙コーナー2<br>屋上1 | | 規定なし | すべて禁煙 | 未検討 | 議員・会派控室（ベランダ） |
| 荒川区 | 建物内禁煙 2012.3. | | 出入口近傍喫煙コーナー1 | | 自粛の呼びかけ 2012.2. | すべて禁煙 | 建物内禁煙2012.3. | |
| 板橋区 | 建物内禁煙 2015.1. | | テラス・ベランダ1 | 灰皿 | 自粛の呼びかけ | 一般公用車は禁煙 | 検討中 | 喫煙室 |
| 練馬区 | 未検討 | 喫煙室6 | なし | | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 足立区 | 建物内禁煙 2011.4. | | 隣接しない喫煙コーナー1 | 灰皿 | 勤務時間中禁煙 2011.4. | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2011.4. | |
| 葛飾区 | 建物内禁煙 2010.1. | | 出入口近傍喫煙コーナー1<br>屋上3 | | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 未検討 | 議員・会派控室 |
| 江戸川区 | 喫煙場所を残す | 喫煙室3 | なし | | 勤務時間中禁煙 2015.4. | 規定なし | 喫煙場所を残す | 喫煙室（一般庁舎と共用） |

| | 政令市 ―一般庁舎 | | | | 勤務中の喫煙禁止 | 公用車 | 議会棟・フロア | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 禁煙実施状況 | 喫煙場所（屋内） | 喫煙場所（屋外） | タバコ産業から灰皿/喫煙場所"の提供 | | | 禁煙実施状況 | 喫煙場所（屋内） |
| 札幌市 | 検討中 | 喫煙室7 | なし | 喫煙場所 2015.3. | 自粛の呼びかけ 2012.10. | 一般公用車は禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 仙台市 | 建物内禁煙 | | 隣接しない喫煙コーナー1<br>出入口近傍喫煙コーナー1<br>屋上1 | 灰皿 | 規定なし | すべて禁煙 | 検討中 | 喫煙室 |
| さいたま市 | 喫煙場所を残す | 喫煙コーナー2 | 出入口近傍喫煙コーナー2 | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 千葉市 | 建物内禁煙 2012.4. | | 出入口近傍喫煙コーナー2テラス・ベランダ1 | 灰皿 | 自粛の呼びかけ 2004.4. | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2012.4. | |
| 横浜市 | 建物内禁煙 2014.3. | | 屋上2 | 灰皿 | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 建物内禁煙 2014.3. | |
| 川崎市 | 未検討 | 喫煙室2 | 喫煙室1<br>テラス・ベランダ1 | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 相模原市 | 喫煙場所を残す | 喫煙室10 | 隣接しない喫煙コーナー1 | 灰皿<br>喫煙場所 2012.11. | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 未検討 | 喫煙室 |
| 新潟市 | 検討中 | 喫煙室10<br>（うち来庁者専用3） | | | 自粛の呼びかけ 2008.4. | すべて禁煙 | 検討中 | 喫煙室<br>議員・会派控室 |
| 静岡市 | 喫煙場所を残す | 喫煙室1 | テラス・ベランダ1 | | 自粛の呼びかけ 2012.6. | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 浜松市 | 建物内禁煙 2011.4. | | 喫煙室 1<br>屋上1 | | 自粛の呼びかけ 2011.3. | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2011.4. | |
| 名古屋市 | 建物内禁煙 2013.4. | | 隣接しない喫煙コーナー3 | | 規定なし | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2013.4. | |
| 京都市 | 建物内禁煙 2011.8. | | 喫煙室1 | | 規定なし | 一般公用車は禁煙 | 建物内禁煙 2011.8. | |
| 大阪市 | 敷地内禁煙 2010.4. | | なし | | 勤務時間中禁煙 2010.10. | すべて禁煙 | 敷地内禁煙 2012.6. | |
| 堺市 | 建物内禁煙 2004.4. | | 出入口近傍喫煙コーナー3 | | 勤務時間中禁煙 2011.4. | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室 |
| 神戸市 | 敷地内禁煙 2011.5. | | なし | | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 敷地内禁煙 2011.5. | |
| 岡山市 | 喫煙場所を残す | 来庁者専用喫煙室2 | 出入口近傍喫煙コーナー2<br>屋上1 | | 規定なし | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 喫煙室<br>議員・会派控室 |
| 広島市 | 建物内禁煙 2008.9. | | テラス・ベランダ1<br>屋上1 | | 自粛の呼びかけ | すべて禁煙 | 喫煙場所を残す | 議員・会派控室 |
| 福岡市 | 検討中 | 喫煙コーナー7 | 隣接しない喫煙コーナー1<br>出入口近傍喫煙コーナー3 | 灰皿 | 規定なし | すべて禁煙 | 検討中 | 喫煙室コーナー |
| 北九州市 | 建物内禁煙 2011.1. | | 喫煙室2 | | 自粛の呼びかけ 2013.1. | すべて禁煙 | 建物内禁煙 2011.1. | |
| 熊本市 | 建物内禁煙 2012.4. | | 出入口近傍喫煙コーナー3<br>テラス・ベランダ1 | 灰皿 | 規定なし | すべて禁煙 | 未検討 | 喫煙室 |

*喫煙場所は喫煙場所または喫煙コーナーを指します。

# 資料3：地方自治体の禁煙化と2010年のタバコ価格値上げの効果に関する検討

【方法】 建物内禁煙、タバコ値上げ、両者が同時に実施された場合の効果を比較するため、自治体を以下の3群に分けて（図1）、喫煙率の変化を評価した。

- 建物内禁煙群：2008年度までに建物内禁煙を実施した
- タバコ値上げ群：2013年度までに建物内禁煙が実施されていない
- 同時実施群：2010年度にタバコの値上げと同時に建物内禁煙を実施した

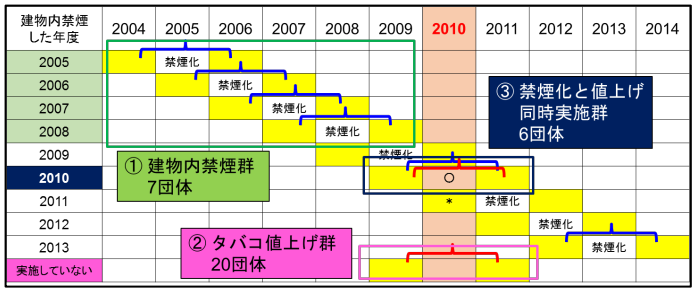


図1　建物内禁煙群、タバコ値上げ群、両者同時実施群の定義

## 【結果①】 各群における男性職員の喫煙率の変化

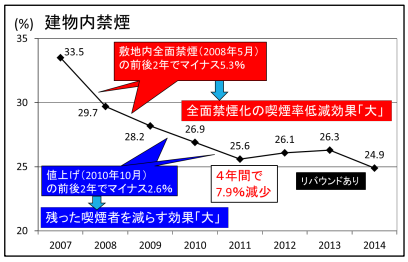


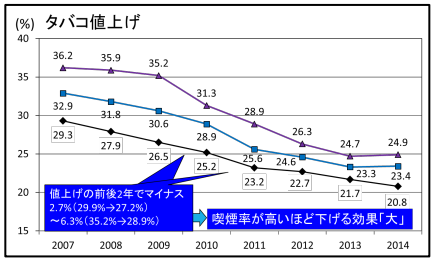


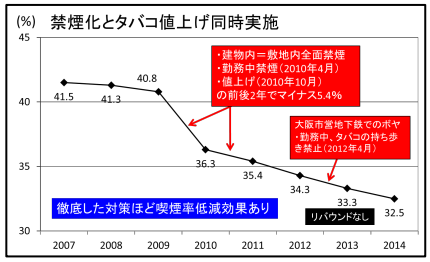


## 【結果②】 建物内禁煙化とタバコ値上げの効果

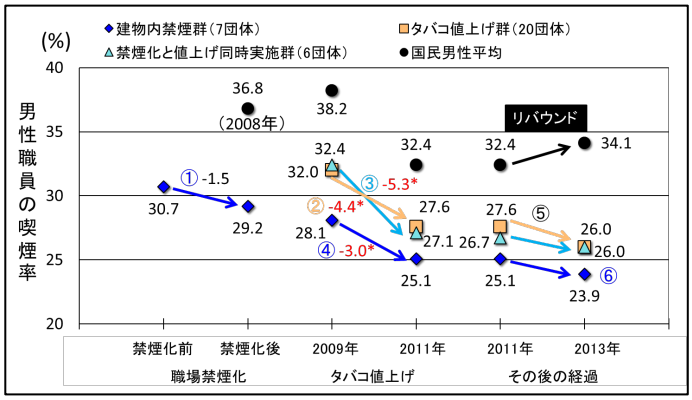


- 各群での前後の喫煙率は
  ①建物内禁煙群で1.5%減少（$P$=0.09）
  ②タバコ値上げ群で有意に4.4%減少（$P$<0.0001）
  ③同時実施群で有意に5.3%減少（$P$=0.03）
  3群間の比較では、タバコ値上げより喫煙率の減少効果が、建物内禁煙と比べて、有意に大きかった（$P$=0.001）

- ④建物内禁煙群も、タバコ値上げの前後で喫煙率が有意に3.0%減少（$P$<0.001）
- ⑤国民男性の喫煙率はリバウンドする中で、自治体職員の喫煙率は持続低下
- ⑥禁煙化が早い自治体の喫煙率が最も低い

【結論】

◆ 建物内禁煙とタバコの値上げは喫煙率の低減にそれぞれ有効であった
◆ 建物内禁煙を実施した時期が早いほど喫煙率は低かった
◆ タバコの値上げは喫煙率が高い集団で大きく下げる効果があった
◆ すでに建物内禁煙を実施していてもタバコの値上げによりさらに喫煙率は減少した

したがって、国民の喫煙率を下げるために、すべての職場の建物内禁煙化とタバコ代のさらなる値上げが必要であると考えられた。

資料4：地方自治体の屋内全面禁煙化の良好事例（グッドプラクティス）

喫煙室を廃止して平成25(2013)年4月より建物内禁煙とした青森県庁の事例

青森県庁：喫煙室は廃止され、建物内全面禁煙化

青森市：喫煙室は廃止して物置に転用し、建物内全面禁煙化

青森市の屋外喫煙室：一般庁舎からは30メートル以上離れ、議会棟にも隣接していない

・ただし、喫煙室の使用は、喫煙者自身の受動喫煙、および、残留タバコ成分（三次喫煙、サードハンドスモーク）の原因となるため、閉鎖型にはせず、壁面の一部を外す、窓にガラスを入れない、など半開放型にすることを推奨したい

豪雪地帯でも建物内禁煙が実施可能であった、という好事例である。

資料4：地方自治体の屋内全面禁煙化の良好事例（グッドプラクティス）

喫煙室を廃止して平成22(2010)年4月より建物内禁煙*、
同時に、勤務時間中の喫煙を禁止した大阪市役所の事例

*市役所のある中之島は路上喫煙禁止地区であり、実質的には敷地内禁煙

御堂筋は路上喫煙禁止であるため、川の対岸にある最寄りの喫煙所に行くまで喫煙出来ない（違反すると過料1000円）

勤務中の喫煙も禁止されており、17時30分過ぎの喫煙コーナーには、市職員のストラップを下げた喫煙者で一杯となる。

2010年10月にタバコ代が110円値上がりし、喫煙率は大きく減少した。

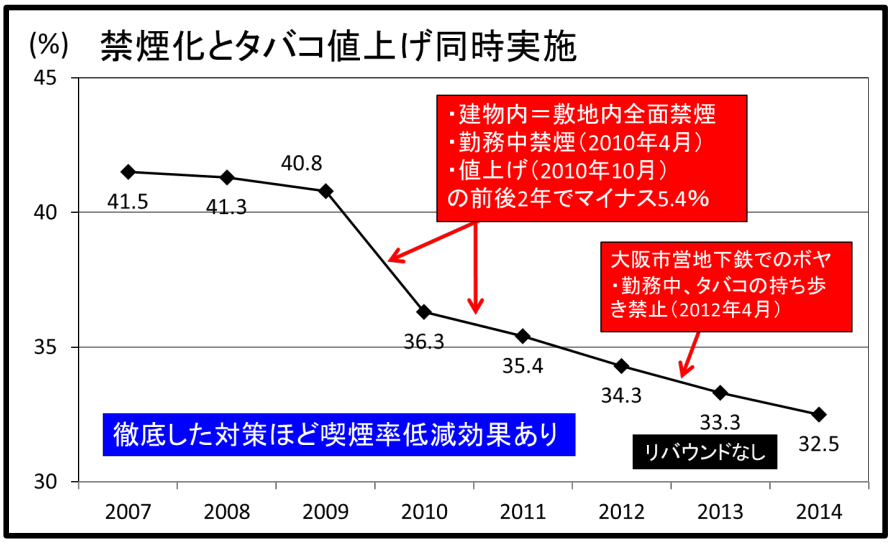

資料5：喫煙室の問題点

① 喫煙室のドアがフイゴのように作用して、開閉する度に煙を外に押し出します。
② 厚生労働省が示す「一定の要件を満たす喫煙室」では、出入口で非喫煙場所から喫煙室に向かう0.2m/sの空気の流れを確保することが求められていますが、人が歩く速度は0.7m/sですから、退出する喫煙者のうしろにできる空気の渦に巻き込まれて煙が漏れます。
③ 喫煙者の肺に充満した煙が、喫煙室外で吐き出されるため禁煙区域を汚染します。
④ 環境の悪い喫煙室はタバコの燃焼で発生した微小粒子状物質（PM2.5）が1立法メートル当たり数百～3000μgに達っし、喫煙者自身が高濃度の受動喫煙に曝露されます。
⑤ 喫煙室の清掃を担当する業者が職業的な受動喫煙に曝露されます。
⑥ 喫煙室を使用すると衣服・毛髪に大量のPM2.5が付着し、そこからホルムアルデヒドなどのガス状物質が揮発するため、事務室を禁煙にしていても有害物質に曝露されます。このような現象を三次喫煙と呼びます。
⑦ 喫煙室があると、禁煙しようとする意欲を阻害します。

これらの問題を解決するには、屋内の全面禁煙と勤務時間中を禁煙とする以外に手段はありません。

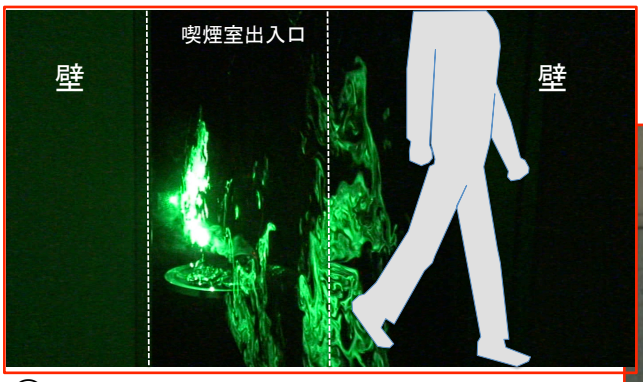


②喫煙室から退室する人の身体のうしろにできる空気の渦に巻き込まれて持ち出されるタバコ煙
（保健医療科学. 第64巻第5号より転載）

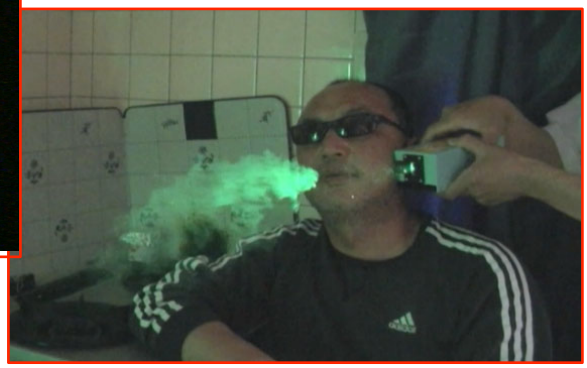

③喫煙終了後、肺に充満したタバコ煙は約3分間にわたって吐き出される

⑦喫煙室があると健康被害のポスターを貼っても効果がありません（禁煙企図の阻害）

上記の情報はスライドや動画としてダウンロードできます
喫煙対策の情報・動画　：http://www.tobacco-control.jp/
喫煙対策に関するスライド　：http://tenji.med.uoeh-u.ac.jp/smoke/index.htm

## 資料6：公園や歩道の喫煙場所の廃止した自治体の良好事例（グッドプラクティス）

「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号、平成22年2月25日）
「受動喫煙防止対策の徹底について」（健発1029第5号、平成24年10月29日）に付随する報告書には、「子どもが利用する学校や医療機関などの施設をはじめ、屋外であっても、公園、遊園地や通学路などの空間においては、子ども達への受動喫煙の被害を防止する措置を講ずることが求められる」とされています。

【公園や通学路を禁煙とすべき理由】

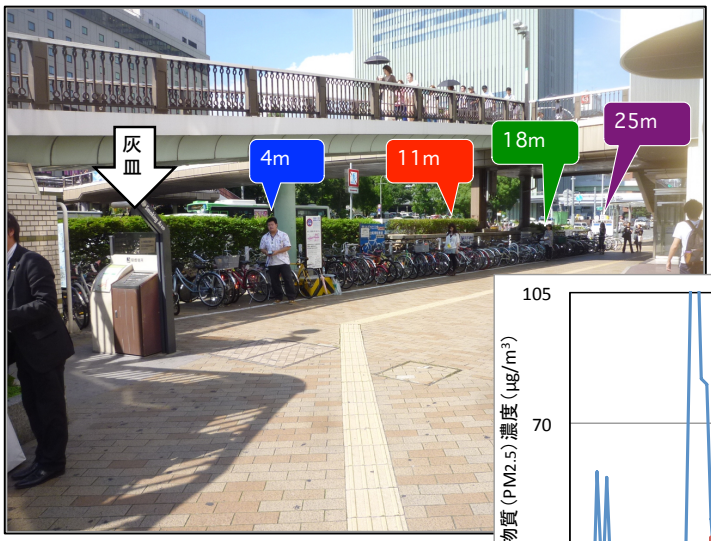


神戸市の路上喫煙禁止地区の喫煙コーナーの風下で測定したところ、25メートル離れていても受動喫煙が発生することが認められました。

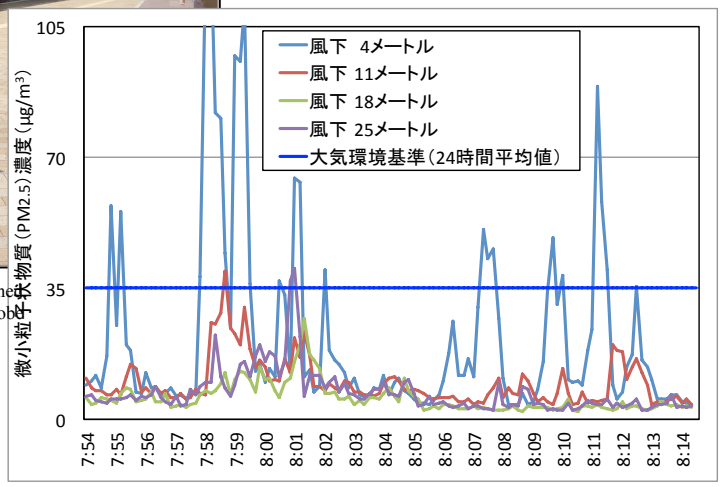


Designated smoking areas in streets where outdoor smoking is banned
H Yamato, N Mori, R Horie, L Garcon, M Taniguchi, F Armada. Kobe
J. Med. Sci., Vol. 59, No. 3, pp. E93-E105, 2013

資料7：美唄市受動喫煙防止条例について（北九州市医師会報より転載）



シリーズ企画

# オリンピックと屋内全面禁煙法・条例（その16）

# 美唄市で受動喫煙防止条例成立 京都市でもタバコ産業からの妨害 学生主催の国会議員とのシンポジウム

産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室　教授　大和　浩

## ①　美唄市で受動喫煙防止条例成立

美唄市受動喫煙防止条例案が昨年12月８日に議会に提案され、なんと、全会一致で可決されたという情報がネットで流れ、ビックリしました。本誌の昨年６月号、11月号で紹介したように、美唄市では昨年３月の市議会に受動喫煙防止条例案を提案する予定でしたが、タバコ産業側の介入により延期されました。その後、検討委員会が７月から11月までに５回にわたり開催されました。しかも、８月に開催された第２回検討委員会ではＪＴが100枚に及ぶスライドを作って条例化に反対したことがＪＴのホームページにも公開されていたので、京都府、大阪府、山形県に続いて不成立か…、と思っていたので、うれしい誤算でした。

罰則がなく、飲食店等のサービス産業は除外されており、世界保健機関（ＷＨＯ）が求めている屋内全面禁煙からみれば緩い条例ではありますが、市町村レベルで初の条例成立となったことは大変意義深いことです。

17～19ページの資料をご覧ください。「美唄市受動喫煙防止条例をここに公布する」という一行目に髙橋市長のなみなみならぬ気持ちが表れています。しかも、第１条には受動喫煙が「周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことが明らか」「未成年者や妊産婦など非喫煙者の健康を守る」「市民の健康被害を避け」という目的が明記されたことの意義は非常に大きいと思います。第２条には「特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として第１種施設を下記のように定め、「敷地内禁煙又は施設内禁煙の措置を講ずるよう努めなければならないとしています。つまり、学校、病院、旅客施設、高齢者施設、官公庁を含む公共施設には喫煙室を認めていないことになります。

対策の優先度が高い別表１として示された施設

| | |
|---|---|
| 1 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育所その他これらに類する施設 |
| 2 | 病院又は診療所 |
| 3 | ア　公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合その他の用に供する施設<br>イ　旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両 |
| 4 | 高齢者施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設その他のこれらに類する施設 |
| 5 | 公共施設 |

しかも、「未成年者への配慮」を定めた第９条では、「喫煙者は、児童生徒が登下校時に往来する校門を中心とする100メートル以内の路上又は公園において受動喫煙防止に努めなければならない」とまで定められております。

条例の開始時点で以下の別表２の施設は「施設内禁煙又は分煙の措置」として喫煙室の設置を認めていたとしても、また、飲食店等は除外されていたとしても、画期的な条例です。

別表２として示された施設

| | |
|---|---|
| 1 | 物品販売業を営む店舗 |
| 2 | 銀行その他の金融機関 |
| 3 | 郵便事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所 |
| 4 | １から３に掲げる対象施設以外のサービス業を営む施設 |
| 5 | 同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内で壁等により区画されていない部分 |

合計５回の委員会の総括も美唄市のホームページに公開してありますが、委員長総括に「ＪＴ側には、論理が整合的ではなく首尾一貫性を欠いていると解釈せざるを得ないところがあった」「受動喫煙の有害性に『科学的な説得力のある結論が得られていない』と回答した」ことを「委員長として書き留めておくことが必要と判断した」という部分には拍手です。さらに、中村正和参考人から提示された情報について「いずれも学術的根拠が明確であり、信頼度が高いものであった」「（現在の）条例案において、民間施設に義務づけしていない点は条例の制定を優先する上で現実的。公共性の高い施設で措置が十分でない場合は罰則規定を設けても良いのでは」という提案があったことも記されています。

きっと、７月に条例が施行されれば美唄市の住民は、「受動喫煙は健康に悪い→建物内・敷地内禁煙にしよう」と意識が変わることでしょう。そして次のステップとして、飲食店等のサービス産業を含めて屋内を全面禁煙とする、喫煙室を認めない世界標準に近づけた第２ステージに条例を発展させて欲しいと思います（私はこのニュースを見て、「条例の発展に役立つ支出に使って欲しい」というコメントを付けて美唄市にふるさと納税をすることにしました）。

**② 京都市でもタバコ産業からの妨害**

その一方で、京都市のM先生から昨年12月９日付けの京都新聞が郵送されてきました。なんと、「官民一体で店頭ステッカー全市表示大作戦」という見出しで、全面を使って、飲食店の店頭に、「喫煙／分煙／禁煙の表示」を始めることのお知らせが。しかも、その推進者として行政の代表として京都市保健福祉局長の名前と顔写真。その両側には、京都府受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会会長（京都府旅館ホテル生活衛生同業組合理事長ですからタバコ産業側の人です）、さらに、日本たばこ産業株式会社北関西支社長の３名が仲良く並んでいるのです。本誌2015年11月号に京都府で検討されていた条例化はタバコ産業の妨害にあったことを簡単に触れておりましたが、まさか、保健福祉局長がタバコ産業側の代表者を左右に従えて新聞に掲載されるとは開いた口が塞がりません。きっと、M先生も、非常に残念な動き、という思いから新聞を送ってこられたのだと思います。

**③ 学生主催の国会議員とのシンポジウム**

昨年11月26日、永田町の衆院第一議員会館において、「オリンピック・パラリンピックで『タバコフリー』実現を目指す大学生の会」の主催により、同じ趣旨で活動する超党派の議員連盟会長を務める自民党の尾辻秀久元厚生労働相ら、表に示す12人の現・元国会議員が参加するシンポジウム「18歳選挙権行使！大学生による政策提言イベント」が開かれました。

学生たちからの政策提言の内容は以下の２つです。すべての国会議員に聞かせてやりたいほど立派な提言です。シンポジウムの結論として「東京五輪大会までに屋内を全面禁煙とすること」を塩崎恭久厚生労働相に提言することになりました。

（１）「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に則り、公共施設での屋内全面禁煙と、違反した個人および施設管理者に対する罰金を科すことを規定した受動喫煙防止法を、2020年までに制定・施行すること。
（２）2020年までにタバコ税を段階的に引き上げること。なお、タバコ税増収分を、受動喫煙防止事業、肺がん検診受診助成・受診勧奨事業、未成年者の禁煙治療費助成事業、葉タバコ農家の転作・タバコ販売店の転業支援事業に用いる制度を整備すること。

基調講演は公益財団法人地域医療振興協会ヘルスプロモーション研究センターのセンター長、中村正和先生から「喫煙の健康被害の現状と今後の必要な対策」でした。

以下、屋内全面禁煙法の制定にむけて活動を続ける松沢成文参議院議員のフェイスブックの記事を転記します。

*「タバコフリーを実現する大学生の会」主催のシンポジウムが開催され、国会議員として出席しました。東京オリ・パラ大会に向けて、罰則付きの受動喫煙防止法を実現すべきという私の持論と学生たちの政策提言がピッタリ一致し、大感激。なかなか動かない国会議員たちのお尻を叩いてもらいました。18歳選挙権が実現して、学生たちの若い新鮮な世論で、既得権益でがんじがらめの古い政治を打破してほしいものです。受動喫煙防止法を実現する議員連盟の幹事長として先頭に立つ覚悟です！*

学生たちと討論する国会議員（中央は松沢議員、右は小池議員）

喫煙・受動喫煙の問題について、若者から発言してもらうことは社会に対するインパクトが大きいと思います。特に、学生たちにとっては将来の自分の職場がモクモクなのか、クリーンなのかは切実な問題です。このような学生の活動が大きく広がっていくことに期待しています。

表. 参加した現・元国会議員

| | |
|---|---|
| 自由民主党 | 尾辻秀久参議院議員、三原じゅん子参議院議員 |
| 公明党 | 中野ひろまさ衆議院議員 |
| 民主党 | 小西洋之参議院議員、福島伸享衆議院議員 |
| 維新の党 | 初鹿明博衆議院議員 |
| 日本共産党 | 小池晃参議院議員 |
| 社会民主党 | 福島みずほ参議院議員 |
| 次世代の党（現・日本のこころを大切にする党） | 和田政宗参議院議員 |
| おおさか維新の会 | 浦野靖人衆議院議員 |
| 無所属 | 松沢成文参議院議員 |
| 元国会議員 | 笹川堯先生 |

学生たちと討論する国会議員（オリンピック・パラリンピックで「タバコフリー」実現を目指す大学生の会のホームページより）

資料8：美唄市受動喫煙防止条例について（禁煙ジャーナルより転載）

2016年1-2月号　《2016.2.1発行》　1990.2.7.〈第3種郵便物認可〉　［毎月1回1日発行］

# 禁煙ジャーナル

■発行人　一般社団法人　タバコ問題情報センター［代表理事・渡辺文学］

No. 277

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-1-4 九段セントラルビル 203
TEL：03-3222-6781　FAX：03-3222-6780
《郵便振替》00120-0-159803　【印刷】遠藤印刷　1部500円

## 美唄市長・市議・医師会の協力で「受動喫煙防止条例」を制定！
## ～“市レベル”では初めて～

12月8日、北海道美唄市の産業・厚生委員会で「受動喫煙防止条例」が全会一致で採択され、11日の本会議で可決・成立しました。「受動喫煙防止条例」は、神奈川県、兵庫県に次いで3番目ですが「市レベル」での条例制定は初めてで、同市医師会、市長、市議会、そして同市の保健担当者の粘り強い取り組みに、心から敬意を表したいと思います。

この間、JTは東京本社から役員を派遣し、たばこ販売業者などに反対を働きかけるなど、妨害工作を展開しましたが、医師会では中村正和氏の講演会を企画、市民の意識変革を促し、市長・議長・市議会も条例制定に向けて動きを加速させ、無事成立させました。この間の経緯などを美唄市医師会の井門明会長から報告頂きましたので、ご紹介します。（渡辺文学）

### 「美唄市受動喫煙防止条例」制定までの美唄市医師会の活動

美唄市医師会会長　井門　明

平成26年12月11日、美唄市議会で受動喫煙防止条例が可決、成立しました。本条例成立のために医師会が何を考え、どのように活動してきたかを簡単に述べさせて頂きます。

最初に申し上げたいことは、美唄市医師会はきっかけを作り、後押しをしてきましたが、条例制定に至った大きな要因は、美唄市の理解力の優れた市議会議長と議員、決断力と実行力がある市長の存在、そして保健福祉部職員の卓越した能力であると思います。

**■予防医療が喫緊の課題**

北海道美唄市は、札幌から電車で約30分の位置にある自然豊かな小さな町です。この13年間で人口が22%減少し、高齢化率は37.7%まで増加しました。同時に医療過疎も進行し、市内の基幹病院の医師数の減少、診療科の削減などにより、市内の医療機関で完結出来ない疾病も増えてきており、救急医療も実質初期救急までしか行えていないのが現状です。

●防止条例を可決した美唄市役所の全景

市内の医療資源が十分ではない現状において、予防医療の推進が重要課題であると考え、疾病予防の最大かつ早期の効果が期待出来るタバコ対策を最重要課題と捉えました。

そこで、平成21年に私が医師会長に選任されて最初に行ったことは、医師会総会で決議し、市長と市議会議長に市内の禁煙環境の整備ならびに小・中学生の喫煙防止教育と市民へのタバコ問題の啓発の実施を要望したことです。特に、タバコを規制する条例を作ることで、喫煙（受動喫煙）の健康被害を市民に啓発したいと考え、まず市街地の路上喫煙防止条例を作ることも要望しました。

以下に主な活動を箇条書きにします。

－＊2面上段に続く－

ー＊１面からの続きー

・広報誌や講演会を通じた市民への情報発信
・小・中学校の敷地内禁煙化の実現
・市役所などの公共施設の禁煙化
・市議会議員の方々と医師会のメンバーとの懇談会の立ち上げと定期開催
・市議会内の委員会へ参考人として招致して頂き、健康影響に関する意見を陳述
・商工会議所会頭への協力要請
・市から医師会への医療行政に関する協力要請を全て受諾（信頼関係の構築）
・美唄市健康づくり推進委員会への参加と「びばいヘルシーライフ21」の策定

これは、平成25年から34年までの10年間を計画期間として、市が市民とともに進める健康づくりの総合的な計画として策定されたものです。重点計画は、小中学生が喫煙や受動喫煙について学ぶ機会を作ることや、通学路における喫煙を防止するための条例を整備するという文言を入れることができました。

・小・中学校での喫煙防止教育の実施

保健センターの保健師さんや保健福祉部の課長は毎回聞きにきてくれて、タバコの健康被害も理解し対策が必要であることにも共感をしてくれました。

・市長と市議会議長への「びばいヘルシーライフ21」早期実現の要望書提出

この後、市議会議長や市長の指示もあり、条例化へ動き出しました。条例作成の担当者である保健福祉部健康推進課長は、包括的な対策を行いたいと考え、通学路での喫煙禁止を含む受動喫煙防止条例（案）を書き上げてくれました。

・条例（案）に対するパブリックコメントへの賛成意見の取りまとめ

パブコメへの意見としては市政始まって以来の応募数になったそうですが、その結果全体の85%程が賛成意見となりました。

## ■中村正和先生の講演で条例推進

ところが、タバコ販売組合などが、パブコメの応募数を上回る数の反対署名を市議会宛に提出し、一部議員からも拙速であるとの意見が出て、市は条例の議会への提案を一度延期しました。

JTの息がかかっているとおぼしきインターネットニュースで反対意見を取り上げた記事も流れましたし、週刊ポストの特集記事「美しい分煙社会の作り方」にも、市長や医師会への批判記事が掲載されました。

市は、昨年7月から広く市民の意見を聞くための受動喫煙防止対策市民検討委員会を設け、5ヵ月間にわたり条例の討議が行われました。JTの意見聴取の他、地域医療振興協会の中村正和先生が「受動喫煙防止推進の法的・科学的根拠の解説」と題した講演をして下さいました。

これにより市民委員の意見は条例推進へと大きく傾きました。委員長報告も条例制定を支持する内容の答申となりました。

受動喫煙防止に関する条例を作るための私たち美唄市医師会の活動は、約7年で結実しましたが、これはゴールではなくスタートであると考えています。今後も行政と協力して条例が実効性を発揮するよう活動を継続していきます。

## ■今後の成果に期待

最後になりますが、罰則がない条例は意味がないという意見を耳にしますが、私はそうは思いません。美唄市受動喫煙防止条例は新聞やテレビのニュースで大きく取り上げられ、内容を正確に知らなくても成立したことは多くの市民が知っていることでしょう。

規制される施設には行政から個別に周知されるはずです。公園や通学路の規制場所には表示もされるでしょう。田舎町では規則を守らないことは勇気がいることだと思います。

遵守状況を検証する委員会も立ち上がる予定です。今後、条例を遵守している施設数(率)や心血管疾患の発症数を経時的に調査していきます。数年後、受動喫煙の減少にともない心血管疾患の発症率も低下したという報告が出来ることを期待しております。

【いど・あきら】

### [美唄市受動喫煙防止条例が求める対応と、対象施設]

**≪敷地内や施設内の禁煙≫**

a. 公共施設や幼稚園、保育所、学校
b. 駅やバス停、電車やバスの車内
c. 病院や診療所、高齢者施設、児童福祉施設，障がい者福祉施設

**≪施設内を禁煙か分煙≫**

a. 物品販売業を含む」店舗
b. 金融機関、ガス・熱事業供給の営業所
c. スーパーなど複数の店舗などが入る施設で、壁などで区切られていない部分
d. その他、サービス業を営む施設

**【条例のポイント】**

a. 未成年者や妊産婦などの健康被害を避けるため、受動喫煙を防ぐ措置を定める。
b. 多数の人が出入りする公共的施設や店舗に、禁煙や分煙の努力義務。
c. 市は受動喫煙の防止に向け環境整備や普及啓発をし、市民や事業者と連携
d. 市民は受動喫煙の防止への関心を深め、受動喫煙が生じないよう努める。
e. 保護者は未成年者の健康に、受動喫煙の悪影響が及ぶのを防ぐよう努める。
f. 事業者や施設管理者は環境整備に取り組み、市の施策に協力するよう努める。

## 資料 9:　美唄市受動喫煙防止条例

美唄市受動喫煙防止条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 11 日

美唄市長 髙橋　幹夫

美唄市条例第 35 号

美唄市受動喫煙防止条例

（目的）

第 1 条　この条例は、たばこの煙がたばこを吸う人だけでなく、周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことが明らかとなっており、これまで以上に関心と理解を高めていく必要があることから、市民、保護者、事業者、施設 管理者及び市の役割等を明らかにするとともに、未成年者及び妊産婦を始め、市民がたばこの煙にさらされることによる健康被害を避け、健康づくりをより一層推進することができるよう、受動喫煙を防止するための措置等を定め、市民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)受動喫煙　他人のたばこ（たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 3 号に規定する製造たばこ又は同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品で喫煙用のものを いう。）の煙を吸わされることをいう。

(2)受動喫煙の防止等　不特定又は多数の者が出入りすることができる施設等（車両その他の移動施設を含む。）における受動喫煙を防止すること及びその他たばこの煙が人の生活に及ぼす悪影響を未然に防止することをいう。

(3)公共的空間　不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境（居室、事務室これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び喫煙所を除く。）

(4)公共的施設　公共的空間を有する施設（車両その他の移動施設を含む。以下同じ。）のうち、次に掲げる施設をいう。

ア　特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第 1 に掲げるもの（以下「第 1 種施設」という。）

イ　受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第 2 に掲げるもの（以下「第 2 種施設」という。）

(5)事業者　施設を設けて事業を営む者をいう。

(6)施設管理者　公共的施設の管理について権限を有する者をいう。

(7)禁煙　公共的施設における公共的空間の全部を喫煙することができない区域（以下「 喫煙禁止区域」という。）とすることをいう。

(8)分煙　第 2 種施設における公共的空間を、喫煙できる区域（以下「喫煙可能区域」という。）と喫煙禁止区域とに分割することをいう。

(9)喫煙所　専らたばこを吸う用途に供するための区域をいう。

（市の責務）

第 3 条　市は、受動喫煙による市民の健康への悪影響を未然に防止するための環境整備を推進する責務を有する。

2　市は、市民及び事業者の自主的な受動喫煙の防止に関する取組を促進するための情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行わなければならない。

3　市は、受動喫煙の防止に関する施策について、市民、事業者及び施設管理者と連携・協力して実施しなければならない。

4　市は、自ら設置又は管理する施設について、受動喫煙による市民の健康への悪影響が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

（市民の役割）

第4条　市民は、受動喫煙の防止等に対する関心及び理解を深め、受動喫煙を生じさせないよう努めるとともに、事業者、施設管理者又は市が行う受動喫煙の防止等に関する措置及び施策に協力するよう努めなければならない。

（保護者の役割）

第5条　保護者は、その監督保護に係る未成年者の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。

（事業者及び施設管理者の役割）

第6条　事業者及び施設管理者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に関する環境整備に取り組むとともに、市が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（連携及び協力）

第7条　市民、保護者、事業者、施設管理者及び市は、相互に連携を図りながら、協働して受動喫煙の防止等を推進するものとする。

（受動喫煙防止対策）

第8条　第1種施設の施設管理者は、その管理する施設について、必要に応じて敷地内禁煙又は施設内禁煙の措置を講ずるよう努めなければならない。

2　第2種施設の施設管理者は、その管理する施設について、必要に応じて施設内禁煙又は分煙の措置を講ずるよう努めなければならない。

3　前項の施設の管理者は、喫煙可能区域を設定した場合においては、喫煙可能区域から喫煙禁止区域にたばこの煙が流入することがないよう、適切な受動喫煙防止措置を講ずるとともに喫煙禁止区域と喫煙可能区域を明確に表示するよう努めなければならない。

（未成年者への配慮）

第9条　施設管理者及び保護者は、未成年者が喫煙可能区域及び喫煙所に立ち入らないよう努めなければならない。ただし、業務に従事する者として未成年者を立ち入らせる場合には、この限りでない。

2　喫煙者は、児童生徒が登下校時に往来する校門を中心とする100メートル以内の路上又は公園において受動喫煙防止に努めなければならない。

（喫煙の中止等の求め）

第10条　施設管理者は、その管理する喫煙禁止区域において現に喫煙を行っている者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該喫煙禁止区域から退出することを求めるよう努めなければならない。

（適用除外）

第11条　この条例は、飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて営むもの）及び風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業）の用に供する公共的空間には、適用しない。

（補則）

第12条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は平成28年7月1日から施行する。

別表第1（第2条第4号ア関係）

| 番号 | 対象施設の区分 |
|---|---|
| （1） | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育所その他これらに類する施設 |
| （2） | 病院又は診療所 |
| （3） | ア　公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合その他の用に供する施設<br>イ　旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両 |
| （4） | 高齢者施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設その他のこれらに類する施設 |
| （5） | 公共施設 |

別表第2（第2条第4号イ関係）

| 番号 | 対象施設の区分 |
|---|---|
| （1） | 物品販売業を営む店舗 |
| （2） | 銀行その他の金融機関 |
| （3） | 郵便事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所 |
| （4） | (1)から(3)に掲げる対象施設以外のサービス業を営む施設 |
| （5） | 同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内で壁等により区画されていない部分 |

備考　この表に掲げる対象施設には、施設の利用形態又は施設若しくは設備において、不特定若しくは多数の者に受動喫煙が生じるおそれがない施設又は受動喫煙の防止等に関する措置を講ずることが著しく困難である施設は除くものとする。

このリーフレットは、平成 27 年度日本医療開発機構研究費
「公共的な空間におけるたばこ等から生じる有害物質による健康障害の予防法の開発に関する研究」
の助成により作られました。

関連する URL
喫煙対策全般に関する HP：　http://www.tobacco-control.jp/
スライド、動画のダウンロード：　http://tenji.med.uoeh-u.ac.jp/smoke/index.htm
日本禁煙推進医師歯科医師連盟：　http://www.nosmoke-med.org/

問い合わせ先
807-8555　北九州市八幡西区医生ヶ丘１－１
産業医科大学　産業生態科学研究所　健康開発科学研究室
ダイヤルイン：093-691-7473、FAX: 093-602-6395
電子メール（大和　浩）：yamato@med.uoeh-u.ac.jp